

さいたま市告示第173号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので公告する。

令和8年1月30日

さいたま市長 清水 勇 人

1 開発区域に含まれる地域の名称

さいたま市桜区栄和五丁目254番1、254番2、254番4、254番5、254番6

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

さいたま市桜区栄和二丁目28番6号

井原 一男

3 許可番号

令和7年2月12日

第 開 - S 2 0 2 4 0 7 1 号

4 検査済証番号

令和8年1月29日

第 完 - S 2 0 2 4 0 7 1 号